石清尾山古墳群調査整備会議設置要綱

石清尾山古墳群調査会議設置要綱（平成２４年８月１日施行）の全部を改正する。

（設置）

第１条　石清尾山古墳群（以下「古墳群」という。）の調査及び整備に関し、広く専門家の意見を聴くため、石清尾山古墳群調査整備会議（以下「調査整備会議」という。）を置く。

（意見聴取事項）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項について、調査整備会議の意見を聴くものとする。

（１）　古墳群の測量及び発掘調査の方法に関すること。

（２）　古墳群の整備に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、古墳群の調査及び整備に関し必要な事項

（組織）

第３条　調査整備会議は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、古墳又は史跡整備等に関し専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　調査整備会議に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、調査整備会議を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　調査整備会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

２　調査整備会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第７条　調査整備会議に、専門部会を置く。

２　専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。

４　部会長は、当該専門部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

６　専門部会の意見は、これをもって調査整備会議の意見とする。ただし、会長又は部会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

７　前条の規定は、専門部会について準用する。

（庶務）

第８条　調査整備会議の庶務は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化財課において行う。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、調査整備会議の運営に関し必要な事項は、会長が調査整備会議に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。

２　この要綱による最初の調査整備会議の会議及び委員の任期満了後における最初の調査整備会議の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。